

1.規定内容に不足等がなく、改正は不要 2.規定内容に不足等はないが、運用について検討が必要 3.規定内容に不足等があり、改正が必要

第1章

2・3を選んだ判断の根拠等を記入してください。

1	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。</p>	<p>・特に問題なし。</p>
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 市 議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。</p>	<p>・「市内に住所を有する者」とは、住民票が苫小牧市にある者を指すのか。</p> <p>→必ずしも、住民票がある者を指すわけではない。住民票がなくても苫小牧市に住んでいる者も理論上はいる。</p> <p>・「市民」の定義について、市外に住民票を置いていても、「市民」に含まれる場合があるという考え方でよいか。</p> <p>→市外に住民票を置いていても、市内で就労する人、学ぶ人等は「市民」に含まれる。</p> <p>・この条文で定義されている「市民」と選挙権との関係はどうなるのか。</p> <p>→市外に住民票を置くものも「市民」の定義に含まれる場合があるため、選挙権を有する市民とイコールにはならない。(「市民」の範囲を広く規定しているため)</p>

第2章 まちづくりの基本原則

第1節 基本原則

2	<p>第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。</p>	<p>・「対等な関係」となっているが、市民あつての自治体なのだから、「対等」ではなく、別の言葉を使った方がよいのではないか。</p> <p>・この条文の「対等」という言葉は「市民」と「市」がフィフティ-フィフティ-という意味になるのか。</p> <p>→解釈の9ページにあるとおり、「まちづくりを進める上での協働において、当事者として対等な関係であることを意味している。」</p>
---	--	--

第2節 基本原則に基づく制度等(情報提供及び情報公開)

2	<p>第4条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとする。</p>	<p>・情報共有という部分で、分かりやすく市民に情報提供する方法を検討していく必要があると思う。</p> <p>・ホームページは以前より見やすくなり、情報提供という部分では改善されてきていると思うが、電子媒体が使用できない人(主に高齢者等)への情報提供という点から見ればもっと改善する必要があると思う。</p> <p>・職員の意識の問題もあると思う。(職員によって情報提供してくれる、くれないの差がある。</p> <p>・この条文は、市民から請求があったときの情報開示についての規定か。</p> <p>→条文の前段は、日々の情報提供についての規定、後段の「別に条例で定める」以降は、市民の請求によって情報を開示することについての規定。</p> <p>●本体会議の議題</p>
2	<p>(市民参加)</p> <p>第5条 市は、市政運営への市民の参加(以下「市民参加」という。)を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項</p> <p>(2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項</p> <p>(3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項</p> <p>(4) その他市民参加に関し必要な事項</p>	<p>・市民参加ということ自体を、あまり市民が理解していない。制度を効果的に活かすために、若いうちから市民参加を教育の場で学ぶ機会があるとよい。</p> <p>・今回のまちかどミーティングのような方法で積極的に市民参加の周知を行う必要性がある。他課と連携して市民自治について周知する機会があれば、もっと市民に関心を持ってもらえるのではないかな。</p> <p>・市民参加の定義があまり知られておらず、市民参加ということが正しく捉えられていないと思う。</p>

1	<p>(住民投票)</p> <p>第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。</p>	<p>・市民という定義が、市内で働いていれば、市外に住所を有している者も含まれるが、住民投票をする権利はないので、「市民の意思」は「住民の意思」とした方が分かりやすいのではないか。</p> <p>→条例制定までの議論で「市民」か「住民」という話があった中で「市民の意思」としている。市民の中に住民が含まれている。</p> <p>・「別に条例で定める」との文言も入っており、あえて「住民の意思」に変更する必要はない。</p>
2	<p>(協働の推進)</p> <p>第7条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。</p>	<p>・職員向けの協働ガイドラインはあるが、市民向けの協働マニュアルのようなものを作成する予定はあるのか。</p> <p>→現在の計画では作成予定はないが、協働を推進するための具体的な取組については検討する必要がある。</p> <p>・他市の協働を参考にして協働を進めていってはどうか。(例. 逗子市の地域自治システム)</p> <p>●本体会議の議題</p>

第3章 市民

1	<p>(市民の権利)</p> <p>第8条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。</p> <p>3 市民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。</p>	<p>・特に問題なし。</p>
---	---	-----------------

2	<p>(市民の責務)</p> <p>第9条 市民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、市民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら又は協働して市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市民参加又は協働において、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>・協働については、市の主導ではなく、本来は市民から声があがってくるとよい。</p> <p>・市としては協働については、どう考えているのか。</p> <p>→協働は終わりがなく、常に新しい取組みを続けていく必要があるものと考えている。</p> <p>●本体会議の議題(第7条の協働と関連して)</p>
---	---	--

第4章 議会

1	<p>(議会の役割)</p> <p>第10条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。</p>	<p>・特に問題なし。</p>
2	<p>(議会の運営)</p> <p>第11条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。</p> <p>3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。</p>	<p>・「議会だより」はできたものの、情報提供は不十分だと思う。</p> <p>・議会の内容は新聞等の報道ですぐに分かるが、議会に情報提供を任せただけの場合、すぐに情報提供されないと思う。</p> <p>・議会から何か情報提供されているものはあるか。</p> <p>→議会の最終日に各会派の代表が集まって議会改革について検討するといった議会独自の活動を行っている。(議会の本会議と同様にインターネットでの中継や傍聴体制もあり、過去の会議の録画も見ることができる)</p> <p>・議会事務局は、議員から政策立案のための調査を依頼されることはあるのか。</p> <p>→解釈の15ページにあるとおり、制度としてはそのような機能がある。</p>

2	<p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。</p> <p>2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。</p>	<p>・議会基本条例は必要ないか。</p> <p>→議会も含めてまちづくりを行うということで条例を制定しているため、議会基本条例を制定した場合、まちづくりを「市民」「議会」「市長」の3者で行うとした条例の枠組みの整理が必要となる。</p> <p>・政務活動費について</p> <p>→ホームページで公表している。</p> <p>●本体会議の議題</p>
---	--	--

第5章 市長等

1	<p>(市長の責務)</p> <p>第13条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 市長は、市政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。</p> <p>3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。</p>	<p>・第3項の「簡素で効率的な組織の運営」について、附属機関や私的諮問機関がたくさんあり、効率的に機能しているとは言えないと思う。</p> <p>・「簡素で効率的な組織の運営」の判断は難しいと思う。</p> <p>・組織の統廃合を行っている部署があったと思うがどこか。</p> <p>→行政監理室で行っている。</p>
1	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第14条 執行機関(市長を除く。)は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。</p>	<p>・「自らの判断」とは、どのようなことか。</p> <p>→地方自治法上、市長の権能が及ばないため、執行機関自らが判断を行うということ。</p> <p>* 執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会)</p>
1	<p>(職員の責務)</p> <p>第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>・特に問題なし。</p>

第6章 市政運営の原則

<p>2</p>	<p>(説明責任)</p> <p>第16条 市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。</p>	<p>・[分かりやすく説明する]とのことから、市役所の書類をもっと市民に分かりやすいように作成してほしい。(市役所で使用する言葉が難しいため)</p> <p>・市が議会で説明していることとは、別の説明責任か。</p> <p>→「市民」の中に議会は含まれていないので、議会ではなく、2条で定義している「市民」に対しての説明責任となる。また、「市」には議会も含まれるので、議会も「市民」に対して分かりやすく説明する責任があるということになる。</p> <p>・この「説明責任」とは、市民から請求があったときの説明責任ということか。</p> <p>→請求の「ある」「なし」に関わらず、分かりやすく説明する責任があるという規定。</p>
<p>1</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>2 市長等は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては、行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。</p>	<p>・第3項の「検討する」は、検討するだけでよいのか。</p> <p>参考～基本構想は10年スパンで定められており、5年で一度見直している。基本構想の下部計画、いわゆる実施計画は3年ごとに計画している。</p>

1	<p>(健全な財政運営)</p> <p>第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約(地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。)による監査を行うものとする。</p>	<p>・努力規定と義務規定の使い分けはどのようにしているのか。</p> <p>→義務を果たしているかどうかの判断が難しいものは、努力規定としていると考えられる。</p> <p>・「努めるものとする」「努めなければならない」「しなければならない」の意味合いを補足説明した方がいいのではないか。</p> <p>参考～第4項の「外部監査」は、都道府県、政令指定都市及び中核市に実施が義務付けられている。</p>
1	<p>(出資法人等)</p> <p>第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。</p> <p>2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。</p>	<p>・「公表するもの」は何で公表されているのか。</p> <p>→ホームページと議会の委員会で公表している。</p>
1	<p>(政策法務)</p> <p>第20条 市は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めるものとする。</p>	<p>・特に問題なし。</p>

2	<p>(職員の任用及び育成)</p> <p>第21条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。</p> <p>2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の任用について、プロフェッショナルを育ててほしい。 ・様々な課題に対応できる職員を育てるための研修をしてほしい。 ・職員の異動により、窓口サービスが低下してしまう。本来は誰が対応してもきちんと回答してくれることが望ましい。 <p>●本体会議の議題</p>
1	<p>(行政手続)</p> <p>第22条 市長等は、条例に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続きに関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題なし。
2	<p>(行政評価)</p> <p>第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。</p> <p>2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、外部評価の制度作りは行っているのか。また、行政評価の条例化について検討をしているのか。 →外部評価は行っておらず、検討課題となっている。行政評価の条例化についての計画はない。 ・行政評価の結果について、パブリックコメントのように市民の意見を求めたりしているのか。 →行政評価の結果について、結果は毎年公表しているので、意見がある場合は随時、担当課に意見を言うことができる。
1	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題なし。

1	<p>(意見、要望等への対応)</p> <p>第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。</p>	<p>・部署や担当者によって差はあるものの、意見、要望等への対応については、以前よりよくなってきていると思う。(対応が早くなったなど)</p>
2	<p>(危機管理)</p> <p>第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、危機管理の体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。</p>	<p>・防災について、市民や関係団体等とうまく連携が取れているのか、疑問を感じることもある。</p> <p>・第2項の「市民の危機管理に対する意識を醸成し」について、何か行われていることはあるのか。</p> <p>・町内会で防災組織を作ることになっていたと思う。</p> <p>・ここで言う「危機管理」とは、台風、暴風等の災害が主になるのか。</p> <p>→主に自然災害からの危機管理を想定している。</p> <p>・危機管理の体制は遅れていると思う。(米国と比べると)</p> <p>・地域の人たちが、自分たちで判断して危機管理を行う体制が必要だと思う。(苫小牧は東西に長く、地域の特徴があるため)</p> <p>・第2項の「関係団体等」の中には町内会も含まれているのか。</p> <p>→町内会も含むものと考えている。</p>
1	<p>(他の市町村等との連携協力)</p> <p>第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。</p> <p>2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>	<p>・「(他の市町村等との連携協力)」の「等」とは何を指しているのか。</p> <p>→国、北海道を指している。</p>

第7章 条例の位置付け

1	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。</p> <p>2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。</p>	<p>・特に問題なし。</p>
1	<p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>・特に問題なし。</p>

第8章 苫小牧市民自治推進会議

1	<p>第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。</p> <p>2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。</p> <p>3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>・推進会議の委員に学生等、若者が入るといいと思う。</p> <p>→公募委員の選任では、18歳以上の者でも高校生を除いている。</p> <p>・複数の附属機関等の委員になることは可能か。</p> <p>→苫小牧市附属機関等の委員の選任に関する要綱では、原則として4機関までとなっている。</p> <p>・各審議会の代表者が集まるような会議があってもいいと思う。(他審議会との連携)</p> <p>公募委員は何人まで入れるのか。</p> <p>→苫小牧市民自治推進会議規則で公募委員は「3人以内」となっている。</p>
---	--	---

その他 自治基本条例全体について何かありましたら、自由に記入してください。

その他 自治基本条例全体について何かありましたら、自由に記入してください。